

長期間組合事業をご利用いただいていない組合員の方へ(お知らせとお願い)

当組合では、平成 10 年 3 月以前に当組合へご加入いただき、解約や契約満了等にもない平成 13 年 4 月以後、当組合事業をご利用いただいていない方に、現在の出資金額をお知らせするとともに、当組合の事業利用のご意思の確認のため、通知を送付させていただきました。(平成 29 年 1 月 23 日発送済み)

通知が届きました組合員の皆様には、書面をご確認のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。

上記二重下線の条件に該当される方で、通知の届かない方につきましては、お電話または F A X、電子メール等により、新しいご住所・お電話番号等を当組合までご連絡いただきますようお願いいたします。(F A X、電子メールをご利用の場合は、組合員番号とご契約当時のご住所もあわせてご記入ください。)

当組合より、新しいご住所宛、通知を再送付させていただきます。

なお、住所変更のお申し出のない方につきましては、平成 29 年 6 月に開催予定の理事会において、『脱退』の手続きをとらせていただきますので、お心当たりのある方は、当組合まで必ずご連絡いただきますよう重ねてお願いいたします。

※理事会決議による脱退の場合は、理事会開催年度の年度末（平成 30 年 3 月 31 日）においての脱退となり、以後 2 年間に限り、お申し出により払込済み出資金額の全額を返還いたします。

平成 29 年 1 月
神戸市民生活協同組合